

令和2年3月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和元年（行コ）第14号 公文書一部非開示決定処分取消請求控訴事件

（原審 山形地方裁判所平成29年（行ウ）第6号）

口頭弁論終結日 令和2年1月23日

判 決

山形県西村山郡朝日町太郎65

控 訴 人	長 岡 昇
同訴訟代理人弁護士	佐 藤 欣 哉
同	外 塚 功
同	高 橋 敬 一
同	田 中 暁

山形市松波2丁目8番1号

被 控 訴 人	山 形 県
同 代 表 者 知 事	吉 村 美 栄 子
処 分 行 政 庁	山 形 県 知 事 吉 村 美 栄 子
同訴訟代理人弁護士	内 藤 和 暁
同	小 野 寺 弘 行

主 文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 処分行政庁が平成29年5月19日付けで控訴人に対してした公文書一部開示決定（学文第120号）のうち、学校法人東海山形学園の平成24年度から平成27年度までの各年度の資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表中、次の各項の部分を開示しないとした部分を取り消す。
 - (1) 上記各年度の資金収支計算書及び消費収支計算書のうち、①大科目より詳細な科目に係る科目名及び金額（補助金収入を除く。）、②予備費の使用額の内訳、③科目間の流用の使用額内訳

(2) 上記各年度の貸借対照表のうち、①中科目より詳細な科目に係る科目名及び金額、②注記のうちの「引当金の計上基準」、「その他の重要な会計方針」及び「重要な会計方針の変更等」の各内容、「減価償却額の累計額の合計額」及び「徴収不能引当の合計額」の各金額、「担保に供されている資産の種類及び額」、「所有権移転外ファイナンス・リース取引」及び「関連当事者との取引」の各内容及び額

3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

1 公文書開示請求に対する一部不開示の決定の処分取消しの訴え

控訴人は、山形県情報公開条例（本件条例、別紙1）4条1項に基づき、山形県知事（処分行政庁）に対し、学校法人東海山形学園（本件学校法人）の平成24年度から平成27年度までの各年度の資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表について、公文書の開示を請求した。

処分行政庁は、平成29年5月19日、控訴人の公文書開示請求に対し、主文2項(1)及び(2)記載の部分（本件不開示部分）を開示しない旨の公文書一部開示決定（学文第120号、本件処分）をした。

不開示とした理由は、本件不開示部分に「法人に関する情報であって、開示をすることにより、当該法人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報」（本件条例6条1項3号イに規定する不開示情報）が記録されているため、本件条例5条2項により当該部分を開示してはならないとされているという理由である。

控訴人は、本件不開示部分に記録されている情報は、本件条例6条1項3号イに規定する不開示情報にはあたらず、本件処分のうち本件不開示部分を開示

しない決定をした部分は違法であるとして、その取消しを求める。

なお、貸借対照表の中科目も被控訴人は本件処分において不開示とし、控訴人はその部分の処分取消しも求めたが、控訴審係属中に、被控訴人が任意に開示し、控訴人がその部分の訴えを取り下げた。

2 関係法令等の定め、前提事実、争点及びこれに対する当事者の主張

原判決「事実及び理由」第2の2ないし5のとおり。

学校法人東海山形学園は、東海大学山形高等学校（全日制）普通科を設置することを目的とする学校法人であり、一般に学校法人は、私立学校法47条1項により、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならないこととされ、同条2項により、これらの書類を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこととされている。

本件学校法人は、その設置する前記高等学校における教育に係る経常的経費について山形県から補助金の交付を受けていることから、私立学校振興助成法14条1項により、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならないこととされ、更に、同条2項により、その作成した貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を所轄庁である山形県知事に届け出なければならないこととされている。

私立学校振興助成法14条1項にいう文部科学大臣の定める基準として、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）が定められ、控訴人が公文書開示請求をした資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表は、私立学校法47条1項、私立学校振興助成法14条1項並びに学校法人会計基準1条及び4条1号ないし3号に従って、本件学校法人が作成し、私立学校振興助成法14条2項の規定により所轄庁である山形県知事に届け出られた書類である。

このうち資金収支計算書と消費収支計算書は、私立学校法47条1項及び私立学校振興助成法14条1項にいう収支計算書にあたる。

開示請求に係る平成24年度から平成27年度までの会計年度について適用される学校法人会計基準の規定は、山形県知事が所轄庁である本件学校法人については別紙2のとおりである。

3 原審の判断

原審は、学校法人会計基準が資金収支計算書、消費収支計算書又は貸借対照表に記載する科目として様式に示す小科目はかなり詳細に区分されていて、同じような学校法人を経営する者にとっては、各小科目に係る額を把握することにより、その収支の実情について、ある程度推察することも可能であり、これらの各小科目に係る額及びこれを説明した注記の内容を検討すると、本件学校法人が、どのような費目に重点を置いて経営しているのかなどについて、大科目のみでは判明しないような詳細な財務状況が判明することになり、これについて専門的な財務分析を試みれば、本件学校法人の経営方針や経営上のノウハウが一定程度は解明され得ると認められるから、本件不開示部分が開示された場合、本件学校法人と競合する他の学校法人等が、本件学校法人の経営上のノウハウ等を解明し、対抗策を打ち出したり、模倣したりするなどして、本件学校法人の競争上の地位を害するなど、本件学校法人の正当な利益が害される相当程度の蓋然性が認められるとして、本件不開示部分に記載された情報は本件条例6条1項3号イの不開示情報（法人に関する情報であって、開示をすることにより、当該法人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報）に該当すると判断し、この部分を不開示とした本件処分は適法であると判断した。

第3 裁判所の判断

1 要旨

当裁判所は、原審とは異なり、本件不開示部分に記載された情報、すなわち

資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表の小科目の科目名及び金額や貸借対照表の注記の内容及び金額等の情報は、本件学校法人について、「開示をすることにより、当該法人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報」（本件条例6条1項3号イ）にあたるとは認められないものと判断する。

すなわち、資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表は、平成17年4月施行の私立学校法の改正以降、私立学校法47条2項により、私立学校在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこととされている財務書類である。上記法改正後、県知事が所轄庁である高等学校を設置する学校法人についても、私立学校の振興助成政策の遂行にあたり、積極的な財務情報の公開が求められており、高等学校を設置する学校法人でも自発的にこれら財務書類を一般に公表している事例は少なくない。

このように相当広い範囲の利害関係人に閲覧させることが私立学校法により義務付けられ、高等学校を設置する県知事が所轄庁である学校法人についても政策的に積極的な公表が求められ、実際に公表されることが一般的にも少なくない財務書類について、その小科目や注記に記載された情報まで開示したからといって、学校法人の競争上の地位などの正当な利益を害するおそれがあるとは、当然には認められない。

一方で、本件不開示部分まで開示することにより、本件学校法人について特に、その競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることを裏付ける事情について、本件において具体的な主張立証はされていない。

そうすると、本件不開示部分に記録された情報が、本件学校法人について、開示をすることにより、当該法人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報にあたるまでは認めるに足りず、本件条例6条1項3号イの不開示情報にあたるとは認められない。

本件処分のうち控訴人の公文書開示請求に対し本件不開示部分の開示をしなかった部分は違法であるから、その部分の処分の取消しを求める控訴人の請求は理由がある。よって、原判決を取り消し、控訴人の上記請求を認容する。

2 学校法人の財務情報の公開について

(1) 平成15年の小委員会検討結果

文部科学大臣の諮問機関である大学設置・学校法人審議会学校法人分科会の下に平成14年10月に設置された学校法人制度改善検討小委員会（小委員会）は、平成15年10月10日、学校法人制度の改善方策として、財務情報の公開について、以下の内容の検討結果を発表した（甲22、23）。

① 財務情報公開の現状

私立学校法47条（当時）は財産目録等の作成及び備付けを定めるものの公開について触れていないが、文部科学省が、従来から、機会あるごとに財務情報の公開について積極的に対応するよう指導しており、毎年、文部科学大臣が所轄庁である学校法人について財務の公開状況に関する調査を実施し、その結果を公表する際にも、財務情報の一層の公開を求めてきた結果、学校法人の情報公開に対する意識が着実に高まっている。

② 財務情報の公開に当たっての基本的考え方

学校法人に対してはその公共的性格から、公的助成や税制上の優遇措置等が採られており、さらに収入の大部分が授業料、入学金等の学生生徒等納付金であることにかんがみ、広く一般の人や保護者等関係者の理解と支持を得るためにも、財務情報の公開は極めて重要である。情報公開は社会全体の流れであり、学校法人がアカウンタビリティ（説明責任）を果たすという観点からも、財務情報を公開することが求められる。財務情報を公開することにより、社会から評価を受け、自主的・自律的な取組によってますます質の向上が図られていくと考えられる。

③ 具体的改善方策

a) 義務付けの対象となる学校法人

財務書類の公開を法的に義務付けることが必要である。補助金の交付の有無にかかわらず全学校法人を公開の対象とすることが適当である。幼稚園法人等小規模法人についても、他の公共性の高い法人でも規模で差を付けていないことにかんがみ、公開の対象とすることが適当である。

b) 公開を義務付ける財務書類

公開する財務書類は、i 財産目録、貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び消費収支計算書）、ii 資金収支内訳表及び消費収支内訳表とすることが適当である。ただし、プライバシー保護の観点等から、一般に公開することが適当でない認められる情報については、公開しないこととできる仕組みを検討すべきである。また、財務書類を正しく理解できるよう、財務書類の背景となる事業の概要などを説明することを目的とする事業報告書の作成及び公開を義務付けることが適当である。

c) 公開の方法

公開の方法としては、財務書類と事業報告書を閲覧に供することを義務付けることが適当である。上記書類の閲覧に加え、各学校法人において一般の人にも分かりやすい公開内容や方法を工夫し、学報、広報誌等の刊行物への掲載やインターネットの活用等により財務情報を積極的に提供していくことが望まれる。

(2) 私立学校法平成16年改正（平成17年4月1日施行）

前記(1)の小委員会の検討結果などをふまえ、平成16年に私立学校法が一部改正された(平成16年法律第42号)。改正の柱3点のうちの1点が財務情報の公開である(甲21、24、25)。

学校法人が公共性を有する法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力をより得られるようにしていく観点から、学校法人は、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書を各事務所に備えて置き、

在学者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこととされ、違反について罰則が定められた（47条、66条）。

私立学校法47条に基づく閲覧の対象者は、「当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人」である。「利害関係人」の解釈について、文部科学省高等教育局私学部長は、平成16年7月23日に発した「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について（通知）」（16文科高第304号、甲25）により、「利害関係人」とは、在学者のほか、学校法人との間で法律上の権利義務関係を有する者、例えば、当該学校法人の設置する私立学校に在学する学生生徒やその保護者、当該学校法人と雇用契約にある者、当該学校法人に対する債権者、抵当権者をいい、当該学校法人の設置する私立学校の近隣に居住する者ということのみでは、利害関係人には該当しないが、入学を希望する者については、当該学校法人において、入学する意思が明確に確認できると判断した場合等には利害関係人に該当しうることを、また、法律による閲覧請求権者以外の者に対しても、各学校法人の判断により、積極的な情報公開の観点から、柔軟に対応することが望ましいことを都道府県知事と所轄学校法人に対して通知した。

また、上記通知には、各学校法人において、法律に規定する内容に加え、設置する学校や法人の規模等それぞれの実情に応じ、より積極的な情報提供に取り組むことが期待されるとする一方で、学校法人の規模や実情等が様々であることにかんがみ、各都道府県が所轄の学校法人に指導を行うに際しては、小規模法人に過度の負担とならないよう配慮すべきことが求められた。

(3) 学校法人の財務情報の公開状況

文部科学大臣が所轄庁である大学を設置している学校法人（大学法人）と大学法人以外で短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人（短大等法人）の平成17年度から平成30年度までの財務情報の一般公開の状況の

推移は、文部科学省が作成した別紙3「平成28年度学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果について」（甲9）及び別紙4「平成30年度学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果について」（甲15）のとおりである。これによれば、平成28年度時点で、大学法人と短大等法人合計663法人のうち、学校法人のホームページに貸借対照表の小科目まで掲載しているものが357法人（53.8%）、注記事項を公開しているものが196法人（29.6%）、資金収支計算書の小科目まで掲載しているものが249法人（37.6%）、事業活動収支計算書の小科目まで掲載しているものが253法人（38.2%）である。

高等学校を設置する県知事が所轄庁である学校法人であっても、平成26年度時点で資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表の小科目までホームページに掲載した法人がある。また、愛知県では、遅くとも平成30年度には、財務情報を小科目まで公開している高等学校に定額100万円の経常費補助金を交付しており、県知事が所轄庁である高等学校を設置する学校法人に対しても、私立学校の振興助成の政策遂行にあたり、積極的な財務情報の公開を求めている（甲11ないし13、16（枝番を含む））。

(4) 私立学校法令和元年改正（令和元年5月24日公布）

平成25年6月14日閣議決定された教育振興基本計画中（甲26）、基本施策29「私立学校の振興」の主な取組29-3で、学校法人に対する経営支援の充実として、各学校法人において、経営者の的確な経営判断に資するものとなるよう、また広く一般に説明しやすいものとなるよう、新たな学校法人会計基準を導入するとともに、学校法人の財務情報等の積極的な公開を更に促すことが挙げられた（75頁）。

平成29年8月に設置された小委員会の検討結果（甲20の1及び2）を経て、私立学校法が改正され（令和元年法律第11号、施行日令和2年4月1日）、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事の監査報告

書については閲覧の対象者を利害関係人から一般市民に改めるとともに（４７条）、文部科学大臣所轄学校法人は、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事の監査報告書の公表が義務付けられた（６３条の２）。

ただし、都道府県知事所轄法人の財産目録については、従前どおり、閲覧の対象者は、在学する者その他の利害関係人からの請求があった場合に限られる。もっとも、令和元年７月１２日に文部科学省高等教育局長及び研究振興局長が発した「学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（元文科高第２２８号、甲２９）には、今回の改正内容は、都道府県知事所轄法人に対して財務書類等の公表等を義務付けるものではないが、各学校法人においては、法律に規定する内容に加え、設置する学校の規模等それぞれの実情に応じ、学内広報やホームページ等を通じた公表を行うなど、積極的な対応が期待されると明記された（１４、１５頁）。

3 判断

前記２のとおり、学校法人が作成する財務書類に関し、平成１５年時点ですでに、文部科学大臣の諮問機関である大学設置・学校法人審議会に設置された小委員会が全学校法人に公開を法的に義務付ける必要を説き、私立学校法平成１６年改正では、利害関係人に対して閲覧させることが義務付けられた。ここでいう利害関係人には、在学者のみならず入学を希望する者を含み、さらに、文部科学省高等教育局私学部長は、各学校法人の判断により積極的な情報公開の観点から柔軟に対応することが望ましいと通知した。この通知では、都道府県知事に対し、小規模法人に過度の負担とならないよう配慮することが求められたが、その趣旨は、小規模学校法人の事務負担への配慮を求めたものとは考えられるものの、経営上のノウハウの保護への配慮を求めたものとは解されない。法改正後も、学校法人の財務書類について、小規模法人の負担を考慮しつつも、公共性の高い法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力を一層得られるようにしていくとの観点で、財務情報の公表を推し進める国の政策

は一貫しており、文部科学省による文部科学大臣所轄学校法人に対する財務情報の公開状況に関するアンケート調査や都道府県における補助金優遇などを通じ、国や都道府県は、私立学校の振興助成の政策の遂行にあたり、学校法人が情報公開に積極的に取り組むよう促している。

こうして高等学校を設置する学校法人の財務書類は、平成17年4月施行の私立学校法改正後、正当な理由がある場合を除き、科目の大小を問わず全部を利害関係人に閲覧させることが予定され、法律上の閲覧請求対象者の範囲は利害関係人に限られているものの、入学を希望する者を含むため、相当に広範囲になりうる。さらに、遅くとも平成26年度には、公共性の高い法人としての説明責任を果たすため、法律の規定に基づかず、自発的に財務書類全部を公表することとして、科目の大小を問わず一切をホームページで公表する高等学校を設置する県知事所轄の学校法人もあったのである。

以上の状況を踏まえ検討すると、本件不開示部分を含む財務書類（収支計算書と貸借対照表）は、作成時から、科目の大小を問わず全部について広い範囲にわたって閲覧させることが予定されており、資金収支計算書及び消費収支計算書の大科目より詳細な科目と金額や貸借対照表の中科目より詳細な科目と金額及びその注記の内容と金額について、それらを専門的に分析することによって、当該学校法人がどの点に重点を置き、どのような経営方針で経営しているかが分かりうるとしても、開示したからといって、当然に当該学校法人の競争上の地位が害されると一般的に認めるには困難がある。平成24年度時点で考えても、全ての学校法人が他校との競争上秘密にすべき情報であると考えていたと認めることもできない。

特に、国又は都道府県から経常的経費について補助金の交付を受ける学校法人は、公共性が一層高く、適正な会計処理が求められるため、統一的な処理を行うために学校法人会計基準に従って会計処理を行い、財務計算に関する書類を作成しなければならない（学校法人会計基準1、4条）ことを考慮するとき、

本件学校法人に補助金を交付する山形県に対する情報公開条例に基づく開示請求に対し、本件条例6条1項3号イの不開示情報に該当するというためには、本件不開示部分に記録された情報が開示されることによって、本件学校法人について特に、その競争上の地位その他正当な利益を害することを認めるに足りる更に具体的な事情について、個別具体的な主張立証を要するというべきである。

しかし、被控訴人は、本件不開示部分について、本件学校法人内部の経営状態を細部にわたるまで表わすとともに、経営方針や経営戦略を窺い知ることができる情報であると一般的抽象的には主張するものの、個別具体的な事情に即した主張立証はなく、本件不開示部分に記録された情報について、本件学校法人について特に、その競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めるに足りる具体的な事情があるとは認められない。

よって、本件不開示部分に記録された情報が、本件条例6条1項3号イの不開示情報に該当すると認めることはできない。

仙台高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官 小 林 久 起

裁判官 杉 浦 正 典

裁判官 松 川 ま ゆ み